

当JAで年金をお受取り・ご予約の方へ

年金受取者・予約者専用

定期貯金

[取扱期間] 2026年4月1日(水)～2027年3月31日(水)



適用金利

(店頭表示金利 + 年 0.05%)

年 **0.45%**

(税引後 年 0.358%)

年金受取者専用
いきいき定期貯金

年金予約者専用
プレシャス定期貯金

ご利用いただける方 当JAに年金受取りをご指定いただいている方

ご契約期間 1年 (自動継続・元金継続利息口座振込)

お預入金額 組合員ご本人：1万円以上1,000万円まで
組合員以外の方：1万円以上500万円まで

ご利用いただける方 当JAに年金受取りをご予約いただいている方

ご契約期間 1年 (自動継続・元金継続利息口座振込)

お預入金額 20万円以上500万円まで

- ・お預け入れ金額は年金予約者専用定期貯金「プレシャス」と合わせた金額となります。
- ・取扱期間中に新たに出資のお申込みをいただき、組合員になられた方も最高1,000万円までお預けいただけます。

お利息は20.315% (国税15.315%、地方税5%) の分離課税となります。中途解約の場合は、所定の中途解約利率となります。店頭とホームページに商品概要説明書をご用意しております。

年金受取者専用【いきいき定期貯金】	
1.商品名(愛称)	〇スーパー定期貯金(年金いきいき定期貯金)
2.販売対象	〇当JA口座に年金振込指定をいただいている個人の方。
3.期間	〇定型方式…12ヶ月(単利型)
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額単位 (3)預入条件	<p>〇一括預入</p> <p>〇組合員ご本人:1万円以上最高1,000万円まで 〇組合員以外の方:1万円以上最高500万円まで</p> <p>〇預入限度額は、年金予約定期貯金「プレシャス」との合計となります。 〇取扱期間中に新たに出資のお申込みをいただき、組合員になられた方も最高1,000万円までお預けいただけます。 〇継続方法:元金継続(利息口座振込) 〇預入媒体:総合口座のみ(年金振込指定口座) 〇預入単位:1円単位</p>
5.払戻方法	〇満期日以後に一括して払い戻します。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	<p>〇スーパー定期貯金1年もの、店頭表示金利+0.05%を適用。預入時の約定利率を満期日まで適用します。継続後の金利は継続時において年金受取のない場合、スーパー定期1年ものの店頭表示金利が適用されます。</p> <p>〇満期日以後に一括して支払います。</p> <p>〇付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。</p> <p>〇20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。</p> <p>〇金利は店頭に表示しています。</p>
7.手数料	—
8.付加できる特約事項	<p>〇自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組み入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)</p> <p>〇マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができません。</p> <p>〇通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。</p>
9.中途解約時の取扱い	<p>〇満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>A. 6か月未満:解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満:約定利率×50%</p>
10.貯金保険制度(公的制度)	<p>〇保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>〇苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店又は金融部(電話:0548-22-9538)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>〇紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
12.その他参考となる事項	<p>〇満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>〇金融情勢の大幅な変動等により、お取扱いを中止する場合があります。</p> <p>〇本商品はATM・JAネットバンクでのご契約はできません。</p>

年金受取予約者専用【プレシャス定期貯金】	
1.商品名(愛称)	〇スーパー定期貯金(プレシャス定期貯金)
2.販売対象	〇当JA口座に年金振込予約をいただいている個人の方。
3.期間	〇定型方式…12ヶ月(単利型)
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額単位 (3)預入条件	<p>〇一括預入</p> <p>〇20万円以上500万円まで</p> <p>〇預入限度額は、年金受取専用定期貯金「年金いきいき」との合計となります。 〇継続方法:元金継続(利息口座振込) ※年金受取開始後に最初に到来する満期日までとなります。 〇年金裁定請求書をJAにご提出いただくまで自動継続可能とし、ご提出後の満期時にご解約いただけます。 〇預入媒体:総合口座のみ(年金振込予定口座) 〇預入単位:1円単位 〇「年金受取ご予約サービス」のお申込みをいただいた55歳～64歳までの方。</p>
5.払戻方法	〇満期日以後に一括して払い戻します。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	<p>〇スーパー定期貯金1年もの、店頭表示金利+0.05%を適用。預入時の約定利率を満期日まで適用します。継続後の金利は継続時におけるこの定期貯金の適用金利となります。</p> <p>〇満期日以後に一括して支払います。</p> <p>〇付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。</p> <p>〇20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。</p> <p>〇金利は店頭に表示しています。</p>
7.手数料	—
8.付加できる特約事項	<p>〇自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組み入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)</p> <p>〇マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができません。</p> <p>〇通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。</p>
9.中途解約時の取扱い	<p>〇満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>A. 6か月未満:解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満:約定利率×50%</p>
10.貯金保険制度(公的制度)	<p>〇保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>〇苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店又は金融部(電話:0548-22-9538)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>〇紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
12.その他参考となる事項	<p>〇満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>〇金融情勢の大幅な変動等により、お取扱いを中止する場合があります。</p> <p>〇本商品はATM・JAネットバンクでのご契約はできません。</p>

※詳しくはJA窓口までお問い合わせください。